

都市緑地保全法施行令等の一部改正案

**古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案**

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令

歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区内において届出、許可等を要する行為（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条第1項第5号及び第8条第1項第7号関係）

歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区内において届出、許可等を要する行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第2条第2号）

歴史的風土保存区域内において届出等を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条第1項ただし書関係）

通常管理行為、軽易な行為その他の行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が60㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第3条第7号）

通常管理行為、軽易な行為その他の行為とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第3条第8号ロ・）

歴史的風土特別保存地区内において許可等を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項ただし書関係）

通常管理行為、軽易な行為その他の行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第5条第8号）

通常管理行為、軽易な行為その他の行為とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第5条第9号ロ・）

歴史的風土特別保存地区内における行為の制限に係る許可基準（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第2項関係）

歴史的風土特別保存地区内における行為の制限に係る許可基準として屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積に係る行為の許可基準については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないことを定める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第6条第13号）

施行期日

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行期日は、平成13年8月24日とする。

## 経過措置

改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第2条第2号に掲げる行為であって古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の際既に着手しているものについては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第8項後段の規定は、適用しないものとする。

( 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第2項 )